

拒絶理由通知書

審判請求の番号	不服2015－ 4889
(特許出願の番号)	(特願2010－ 65438)
起案日	平成28年 3月17日
審判長 特許庁審判官	赤木 啓二
請求人	杉村 和高 様

この審判事件に関する出願は、合議の結果、以下の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

1. 本件出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で不備のため、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。
2. 本件出願の請求項1に係る発明は、その出願前日本国内または外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し特許を受けることができない
3. 本件出願の請求項1に係る発明は、その出願前日本国内または外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記

〔理由1〕

請求項1に記載される「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まることもない間隔」は、どの程度の間隔であるのか不明であるから、請求項1に係る発明の範囲が明確ではない。

請求人は、審判請求書において、

「拒絶査定理由1に対する反論

(ハ) 本願請求項1に係る発明における石や岩の大きさ

本願請求項1に係る発明では、岸辺に設置する杭によって堰き止める石や岩の大きさを、数値によって規定していません。だからと言って、その石や岩の大きさ

が曖昧だということはありません。

本願請求項1に係る発明の

【請求項1】

では「～付近にある中で大きめの石や岩がその場所にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」と記述しています。

この記述は、大きめの石や岩がその場に最初にとどまることを要求しています。同時に、大きめの石や岩だけを最初に堰き止める事が出来たならば、それより小さな石や岩の大きさは無視して良いことも示しています。

言い換えると、大きめの石や岩の大きさを判断できれば良いのです。ですから、杭によって止める石や岩の大きさを判断することは全く容易であると言えます。つまり、その付近に多くある石や岩の中で、他より大きめの石や岩を見つければ良いのです。

・・・（中略）・・・

本願請求項1に係る発明では、石や岩の大きさを数値的には示していません。しかし、その場所にとどめる石や岩の大きさを判断して決定することは、その現場を見ることが出来る人ならば誰にでも出来る容易なことです。」（14～15頁）と主張している。

仮に、「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩」それぞれの大きさが容易に判断できるとしても、「大きめの石や岩」は、その大きさが容易に判断できる「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩」との比較において、どの程度大きいものを規定しているのか不明であるので、その意味するところが明確ではない。

まず、その石や岩がとどまるかどうかは、その石や岩の大きさと杭の間隔のみで決まるものではなく、例えば、杭の間隔が、石や岩の間隔よりも大きい場合であっても、水量や流速の程度により、1本の杭に引っかかるだけでその場に留まることもあり得るから、「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。また「その場にとどまる事が出来る程度」の「間隔」も同様に明確ではない。

さらに、「小さな石や岩が最初に止まることもない間隔」も同様に明確ではない。

〔理由2または3〕

上記理由1のとおり「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まることもない間隔」は、その構成が不明であるが、一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事ができる程度の間隔」を意味するものとして、新規性及び進歩性を検討する。

（1）引用文献の記載事項

ア 本願の出願前に頒布された刊行物である特開平11-256548号公報（以下「引用文献1」という。）には、以下の記載がある。（下線は審決で付与。以下同様。）

（ア）「【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、河川・海岸の浅瀬の洗堀を防ぎ、動物・植物の生息環境を保全できる床止め工法・河川水制工法及びそれに使用する根固めブロックに関する。

【0002】

【従来の技術】従来、河川・海岸の洗堀防止・護岸の為には、コンクリートブロックで堤体を構築し、河床・海面には根固めコンクリートブロックを敷くものである。又川の堰も落差の大きい現場打ちのコンクリートで堰体を構築するものであった。この従来の床止め工法・根固め構造では、堤体と河床面海底面とは高さが連続していず、堤体の下端はある程度深い河床面・海底面となっていた。そのため、堤体から連続した洲・砂浜・ワンドのある水際は形成されず、これらの水際に植生する植物・及び水際の生物の生息の環境が失われていた。又、根固めブロック及び堤体ブロックはコンクリートブロックを間隙少なく並べて河床・海床・堤体を構築するものであり、そこには小動物が生棲するに適した空隙・空間が少なく、水の流れの淀み・変化もなく、又植物の自生も少なく、生物の多様性ある生存を許容できる空間となっていなかった。又、河川の現場打ち成形のコンクリート堰は、落差が大きく魚の上流への移動が難しく、又魚が落下するとき落差が大きく魚を傷めやすい。特に稚魚にとって従来のコンクリート堰は大きな移動の障害となっていた。」

（イ）「【0007】

【実施例】以下、本発明の実施例を図面に基づいて説明する。図1は、実施例に使用する根固めブロックの平面図である。図2は、実施例に使用する根固めブロックの側面図である。図3は、実施例に使用する根固めブロックの正面図である。図4は、実施例の根固めブロックの配列状態例を示す平面図である。図5は、淵の保全の根固め工法の実施例を示す説明図である。図6は、杭出しの根固め工法の実施例工法を示す説明図である。図7は、図6の実施例の河川の水衝部への配置を示す説明図である。図8は、図7の施工の実施例の水際の変遷を示す説明図である。図9は、根固めブロックを段差を設けて段階的に敷設して堰を形成した実施例を示す説明図である。図10は、図9の実施例の斜視図である。図11は、石を水面以上に積載した水制の実施例工法を示す説明図である。図12は、実施例の杭を用いた床止め工法の例を示す平面図である。図13は、図12のX-X断面図である。図14は、図12の実施例の根固めブロックの敷設状態を示す平面図である。図15は、図12のY-Y断面図である。図中、1は本発明の実施例の鉄筋を入れたコンクリート製の根固めブロックである。1aは根固めブ

ロック1の250mm直径の杭孔、1bは根固めのブロック1の側面中央の断面半円状陥凹部、1cは陥凹部1b内に取付けたU字状連結金具で、その取付高さは左右・前後で少し変えていて、しかも側面から少し突き出すようになっている。1dは根固めブロック1の隅部に形成された断面1/4円状の陥凹部、1eはシャックル、2は松杭、3は石、4は河床、5は河川の水衝部、6は計画河床高さ、7は河川、・・・(略)・・・図5、6に示す実施例は、河川7の水衝部5の3個所に図1～3に示す根固めブロック1を2列敷設し、この上に複数の石3を積載した例である。この実施例は根固めブロック1群とその上の石3が水流による河床4の洗堀を防ぐ。又石3の間に空隙があり、又石3及び松杭2によって、瀬と淵が生じることで魚の遡上及び魚巢効果を得ることができる。又、本例及び他の実施例も同様であるが、隣接する根固めブロック1の側面の陥凹部1bは対向し、略円形状の穴の空間を形成し、その空間内に各ブロックの連結金具1cが突き当たらないように上下差で重なり、シャックル1eで互に連結されていて、根固めブロック1の多少の移動及び傾きがあっても許容して連結状態を保持できるように緩連結されている。これによって、水流・地盤変動・波の力等によって河床・海床・根固めブロックが変化・変位して、この上の根固めブロック1が多少移動したり、傾きが変わってもこれを許容しながら根固めブロック1の連結状態を保持する。又、この緩連結によって根固めブロック1の大きな移動・傾きは阻止され、ブロックの配列状態の大きな崩れを防止し、長年数の床止めの機能を保持する。次に松杭2はボルト(図示せず)を貫通して雌ねじ孔1cに螺合して根固めブロック1に固定され、松杭2によって根固めブロック1を河床4に固定して移動しないようにするとともに、上の石3が移動しないようにしている。又、石3はその自重により水の流速への抵抗となる。水の流速に対する対応は、根固めブロック1の自重と石3の自重と松杭2の抵抗とこれらの連結によってなされる。根固めブロック1の自重のみでは対応できない。又石3の自重と松杭2の抵抗によって根固めブロック1の自重を低く抑えることができ、根固めブロック1の据付施工を容易にする。本ブロックの特徴は、自重を軽くして施工性を向上させたことと、杭及び間詰め石の自重にて流速へ対応させたものであるが、流速が大なる箇所では杭の配置替えによる大粒径石の設置や、ブロック自体の重量増加により対応させることができる。又、図6に示すように松杭2の杭頭を水面上になるようにすれば、鳥・昆虫の止り木となる。図7に示す河川7の岸に近い浅い瀬に設置された実施例で、根固めブロック1を多数敷設し、その杭孔1aに松杭2を打ち込んで河床4に固定し、松杭2を計画河床高さ6より高い水面上まで突出するようにした例である。図7の例では、松杭2は水流に渦を生起して水の流れを弱め、この上に土砂が堆積させ易くし、堤と繋がった洲を形成し、蛇行した凹凸のある自然な水際の自然を回復させることができる。図8(a)はこの図7の実施例の施工直後の状態であり、これが数年後には図8(b)の如く土砂が実施例の根固めブロック1に多く堆積し、砂洲の出入りが発生してくる。更にこれに植物が自生し、又一部の砂洲が中洲となっていき、地形が複雑になり、又植物

・動物も多種となって、多様性のある自然な水際・ビオトープが出現する。松杭4はカモ・サギ・シギ等の鳥の止り木となる。魚としては、アユ・コイ・フナ・メダカ等が生息し易くなる。

・・・(略)・・・

図12, 13, 14, 15に示す実施例は、河川の床止め工法の例で、傾斜した河床に根固めブロック1をH字状に配列し、河中央の根固めブロック1の石3を低く積み、堤側の根固めブロック1の石3を高く積み、河の水量が小さくなっても河中央に水を集めて所定の水深を確保するようにして、魚の移動水路を確保する。又堤側の根固めブロック1上の水流は遅く、河中央は水流が速くなり瀬Sを創出し、稚魚・小動物・昆虫と成魚・大形魚との住み分けを可能としている。河中央の根固めブロック1の下流には洗掘によって淵が形成され、水流の落下による酸素の溶け込みを増大させ、又水深の深い領域を作り出す。」

(ウ) 【図7】をみると、根固めブロック1は、岸から河川7の中央に向かっていることが明らかである。

また、【図8】、【図12】、【図13】をみると、堤体には石による護岸が施されていることが明らかである。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)からみて、引用文献1には、次の発明(以下「引用発明」という。)が記載されている。

「河川7の水衝部5に根固めブロック1を敷設し、この上に複数の石3を積載して、根固めブロック1群とその上の石3が水流による河床4の洗掘を防ぐものであって、

河川7の岸に近い浅瀬に、根固めブロック1を河川7の中央に向かって多数敷設し、根固めブロック1の杭孔1aに松杭2を打ち込んで河床4に固定して移動しないようにするとともに、上の石3が移動しないようにしており、

石3はその自重により水の流速への抵抗となり、流速が大なる箇所では杭の配置替えによる大粒径石の設置により対応させることができ、

松杭2は水流に渦を生起して水の流れを弱め、この上に土砂が堆積させ易くし、護岸が施された堤と繋がった洲を形成する、河川水制工法」

イ 本願の出願前に頒布された刊行物である「川のなんでも小辞典、土木学会関西支部編、株式会社講談社、1998年2月20日発行、212-219頁」(以下「引用文献2」という。)には、以下の記載がある。

(ア) 「4-4 水制は水際の魔術師
「出し」と「牛」

「水制」とは川の流速を低下させたり、流れの方向を変えたりするために、河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置される構造物のことです。これは、川舟を運行するための航路幅や水深の維持、あるいは流水の作用によって河岸や

堤防が削りくずされるのを防ぐために古くから使われてきました。」（212頁）

（イ）「また同書には、図4-4-1に示す水制の設置に当たっての留意点もくわしく書かれており、現在でも十分に役立つものです。これらは、杭や石、土を河岸から突き出して設置するため、それぞれ「杭出し」「石出し」「土出し」と呼ばれ、総称して「出し」と呼ばれています。」（213頁）

（ウ）「石出し
拾い付き石出し等あいだあいだに杭を打ちこめば、なお強し」（213頁 図4-4-1）

（エ）図4-4-1

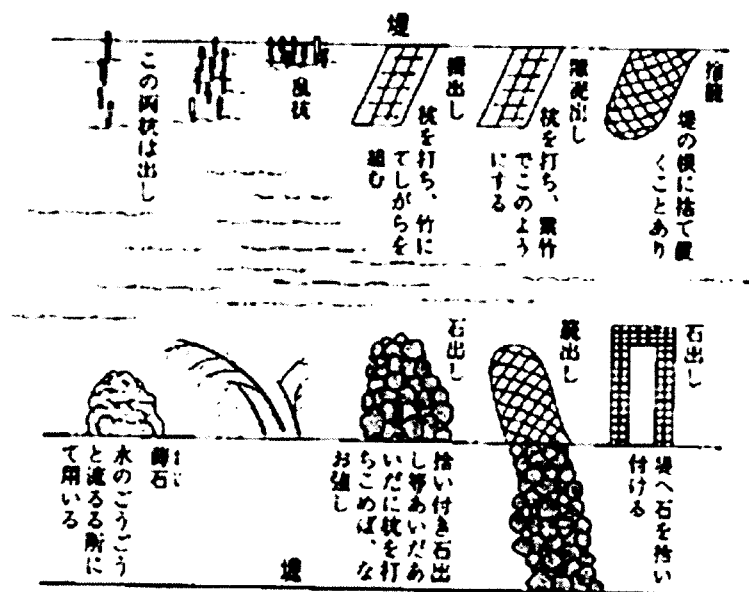


図4-4-1 「地方竹馬集」に示されている「出し」

（オ）上記（ア）ないし（エ）からみて、引用文献2には次の発明（以下「引用発明2」という。）が記載されている。

「川の流速を低下させたり、流れの方向を変えたりするために、河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置される構造物であって、流水の作用によって河岸や堤防が削り崩されるのを防ぐものであり、なお強くするためにあいだあいだに杭を打ちこんだ拾い付き石出し。」

ウ 本願の出願前に頒布された刊行物である特開2001-172935号公報（以下「引用文献3」という。）には、以下の記載がある。

（ア）「【特許請求の範囲】

【請求項1】 河床（30）又は法面若しくはその双方に複数の立杭（1、11）を深く打ち込み、前記立杭間に横材（2、12、22）を渡して枠（3、13、23）を形成し、前記枠上に石材（5）を載せ、前記枠内に同じく石材（6）を詰めることを特徴とする杭打ち護岸工法。

【請求項2】 前記枠（3）の横材（2）を前記立杭（1）に紐状部材（4）で緩く括り止めたことを特徴とする、請求項1に記載の杭打ち護岸工法。」

（イ）「【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、河川の浸食作用に強い自然環境型の護岸工法に関する。

【0002】

【従来の技術】従来の護岸工法として、木枠に石材、土砂等を入れてこれを多数連ねる工法（木工沈床工）、この木枠の代わりに蛇籠、ふとん籠等を用いる工法、コンクリート、ブロック等を用いる工法がある。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、従来の木工沈床工等の工法は、河川の浸食作用により河床に洗掘等が生ずると、木枠等が崩れたり傾いたりして護岸が崩壊するという問題がある。また、コンクリート、ブロック等による工法は、自然生態系を破壊するという問題がある。

【0004】本発明はこのような問題を解決するためになされたもので、河川の浸食作用に強く、自然生態系も破壊しない護岸工法を提供することを課題とする。」

（ウ）「【0007】

【発明の実施の形態】以下、本発明に係る杭打ち護岸工法の第1実施例を、図1ないし図4を参照して詳細に説明する。図2に示すように、丸太から成る複数の立杭1を、上方から見て方形の四隅を形成するように間隔を空けて、河床30に深く打ち込む。丸太（横材）2を2本の立杭1の間に渡し、4本の丸太2で方形の枠3を形成する。止め紐4を用いて各丸太2を立杭1に緩く括り止めする。止め紐4は緩く括っているだけであるから、立杭1に対して丸太2は上下に動くことができる。この立杭1と丸太2には、間伐材等を皮つきのまま用いることもできる。伐採木から枝落しした程度のものであってもよい。必要により、予め燻煙処理及び真空加圧処理を行って防腐措置を施す。止め紐4は、必要により、立杭1に括り止めされる丸太2の本数に応じてその本数を増加させることもでき、例えば、括り止めされる丸太2の本数と同数にしてもよい。止め紐4の素材は、例えば、アラミド繊維が耐久性があり最適であるが、その他の紐類、針金、鎖等も使用できる。また、丸太2の枠3の数は、地形、河川の状態等に応じて適当に決定される。

【0008】図1及び図3に示すように、丸太2の枠3の上に、この枠3をほぼ覆うように自然石5を載せて、枠3を着床させる。枠3の中心部に同じく自然石6を詰める。なお、ここで使用する石材としては、景観の観点から自然石5、6が最適であるが、割石等であってもよい。このように形成された護岸は、図3に示すように、施工直後は、河床30もほとんど削られておらず、丸太2の枠3を自然石5が押さえ、枠3は河床30に着床し、この枠3が自然石6の流出を防止する。図4に示すように、河川の浸食作用により河床30に洗掘31が生じると、止め紐4は丸太2を立杭1に緩く括っているだけであるから、丸太2の枠3は自然石5の重みにより沈下する。枠3の中心部に洗掘31が生じると自然石6も沈下するが、この沈下した自然石6は、丸太2の枠3でその流出が抑えられる。必要により、自然石6を追加投入すれば、元の護岸が回復する。

【0009】本発明の杭打ち護岸工法によれば、河床30の浸食作用で河床30に洗掘31等が生じて、丸太2の枠3が沈下するから、この枠3が枠3内に詰めた自然石6の流出を防止する。従って、河川の浸食作用に対して強い護岸を形成できる。工法も比較的簡単で廉価であり、間伐材丸太の有効利用も図れる。丸太と石材によるので、自然生態系が保たれ、自然石5、6の置き方等を工夫すれば景観にも優れたものとなる。

【0010】なお、上述した護岸工法では、枠3を方形としたが、これに限定されるものではなく、三角形、菱形、平行二列等であってもよい。水深が深い場合には、枠を形成する丸太を複数本重ねて止め紐を用いて立杭に括り止め、石材を数段積み重ねると効果的である。この護岸工法は、上述した河床に限定されず、法面あるいは河床から法面にかけて実施することもできる。立杭の頭部は、図3に示すように、水面から突出する場合だけではなく水没する場合もあり、法面については、立杭の根元まで露出する場合もある。立杭及び横材の材質は、必ずしも丸太等の木材に限定されるものではなく、コンクリート製、H鋼、プラスチック製等であってもよい。材質の組合せも自由である。」

エ 本願の出願前に頒布された刊行物である「河川工学、高橋裕、財団法人東京大学出版会、1997年9月2日発行、210-219頁」（以下「引用文献4」という。）には、以下の記載がある。

（ア）「「根固め水制」は、護岸の根固め工の前面、もしくは根固め工と一体となって設置され、護岸基礎およびその前面の河床洗掘を防ぎ、出水の流れの方向を護岸から離すように誘導する。

護岸は水制と一体となって堤防を保護し、洪水流を堤防から遠ざけようとする。換言すれば、堤防と護岸水制が一体となって、洪水流に立ち向かうのである。」（214頁15～19行）

（2）引用発明1を主引用発明として検討する。

ア 対比

まず、本願発明と引用発明1を対比する。

(ア) 引用発明1の「岸」、「河川7」、「石3」、「松杭2」は、それぞれ本願発明の「岸辺」、「川」、「石や岩」、「杭」に相当する。

引用発明1の「河川7の水衝部5」である「岸に近い浅瀬に、根固めブロック1を河川7の中央に向かって多数敷設し、根固めブロック1の杭孔1aに松杭2を打ち込むことは、本願発明の「岸辺から川の中央に向かって」「複数の杭を埋設」することに相当する。

引用発明1において、「根固めブロック1の杭孔1aに松杭2を打ち込んで河床4に固定して移動しないようにするとともに、上の石3が移動しないようにしている」ことから、引用発明1の松杭2の間隔は、本願発明の「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事が出来る程度の間隔」といえる。

引用発明1の「松杭2を打ち込んで」「上の石3が移動しないようにして」いることは、本願発明の「大きな石や岩を」「設置して、その場に留めること」に相当する。

引用発明1の「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する、河川水制工法」は、本願発明の「新たな岸を形成して、それらを護岸の構成部分として機能させる」「護岸の方法」に相当する。

(イ) したがって、本願発明と引用発明1とは、
「岸辺から川の中央に向かって、〔或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、〕

ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、
〔単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰き止め、その場にとどめることにより、
あるいは、単独又は〕複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩〔をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物〕を設置して、その場にとどめることにより、
新たな岸辺を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。」
で一致しており、相違点は存在しない。

したがって、本願発明は引用文献1に記載された発明である。

イ 請求人の主張について

請求人は、原審における平成25年9月17日付け意見書において、
「引用文献3の発明は、平板状根固めブロックの敷設をした後に根固めブロックの杭孔に杭を打ち込む床止め工法であり、根固めブロックの上に石を積載するのは、根固めブロックおよびそれに打ちこまれた杭の存在を前提にしています。
本願請求項1に係る発明は、引用文献3においては必須である平板状根固めブロックを必要としていません。本願請求項1に係る発明では、杭のほかには杭によってその場にとどめる石や岩以外のものを必要としていません。

したがって、審査官殿が理由1として記述した、本願請求項1に係る発明が引用

文献3において既に利用可能となった発明であるとするのには全く該当しません。」(3頁。ここでいう「引用文献3」は、本拒絶理由通知における「引用文献1」。)と主張している。

しかしながら、本願発明は、根固めブロックの存在を排除しておらず、また石や岩の大きさが不明であるので、上記主張は請求項1に記載された発明特定事項に基づいた主張とは認められず、採用することができない。

ウ 仮に、本願発明が、引用発明1の根固めブロック1を有しないことが相違点であるとしても、水制工として、杭を河底に直接固定することは、引用文献2または引用文献3に記載されているように、本願出願前に公知または周知の技術であるから、引用発明1において、必要に応じて根固めブロック1を省いた上で、松杭2を川床4に固定することは、当業者が容易に想到し得たことである。

また、その他の相違点が存在したとしても、当業者が容易に想到し得たことである。

したがって、本願発明は、当業者が引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基いて容易に発明することができたものである。

(3) 引用発明2を主引用発明として検討する。

ア 対比

本願発明と引用発明2を対比する。

(ア) 引用発明2の「河岸」、「川」、「石」、「杭」は、それぞれ本願発明の「岸边」、「川」、「石や岩」、「杭」に相当する。

引用発明2の「河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置される」ことは、本願発明の「岸边から川の中央に向かって」いることに相当する。

引用発明2において、「拾い付き石出し」を、「なお強くするために」「あいだあいだに杭をうちこん」でいることから、杭によって石をその場にとどめる機能があることが明らかである。よって、引用発明2の「拾い付き石出し」に「なお強くするためにあいだあいだに杭を打ちこ」んだことは、本願発明の「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまることが出来る程度の間隔をあけて、」「複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩を設置して、その場にとどめること」に相当する。

引用発明2の「構造物を」「河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置」することと、本願発明の「新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。」とは、「新たな岸边を形成し、それらを(既にある)岸边の構成部分として機能させる方法。」で共通する。

(イ) したがって、本願発明と引用発明2は、
「岸边から川の中央に向かって、〔或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、〕

ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、〔単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰き止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は〕複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩〔をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物〕を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸辺を形成し、それらを（既にある）岸辺の構成部分として機能させる方法。」で一致し、以下の点で相違している。

（相違点）新たな岸辺が、本願発明は、（既にある）岸辺の護岸の構成部分として機能させる」のに対し、引用発明2は、（既にある）岸辺の護岸の構成部分として機能するかどうか不明な点。

イ 判断

上記相違点について検討する。

引用発明2は、流水的作用によって堤防が削りくずされるのを防ぐものであるから、河岸には堤防が設けられているものである。そして、堤防には護岸工事を施すことが一般的である。

そして引用文献4には、「護岸と水制が一体となって堤防を保護」することが記載され、また引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明が記載されていることから、引用発明2の石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えることは、当業者が容易になし得たことである。

したがって、本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基いて、容易に発明をすることができたものである。

（4）まとめ

以上のとおり、本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基いて容易に発明をすることができたものである。

また本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基いて容易に発明をすることができたものである。

なお、特許請求の範囲を補正する際は、請求項単位でなく全文単位です（特許法施行規則様式13備考7）。

また、平成28年4月1日から、審査段階の拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用が変更されますが、拒絶査定不服審判請求後（前置審査中を含む）の運用については変更はありませんので、ご注意ください。

発送番号 014111 12/E

発送日 平成28年 3月29日

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判部第4部門 審判官 住田 秀弘

電話03(3581)1101 内線3704

ファクシミリ03(3584)1979

注 意 書

1. 手続する場合は以下の様式を参照して作成してください。
2. 書面により手続を行う場合には、以下の様式の手続者の欄に印又は識別ラベルを使用してください。
なお、その際には、電子化手数料を納めていただくことになります。その手数料の納付は、一般財団法人工業所有権電子情報化センターから送られる納付書により行ってください。
(特許庁に対する手続は不要です。)
3. 書面による手続補正書で、代理権を証明する書面その他の物件の提出のみを内容とする手続補正書、手数料の納付のみの手続補正書は電子化手数料の納付対象とはなりません。
4. 本通知に対する指定期間は、次に該当する場合は延長することができます。
○拒絶理由通知書等で示された引用文献に記載された発明との対比実験。
○手続書類の翻訳（請求人が在外者の場合）。
上記の場合に該当しかつ応答期間の延長を希望する場合は、期間延長請求書の提出をお願いします。
なお、指定期間は1回の期間延長請求で最大1か月延長することができ、請求人が国内居住者の場合は1回のみ、在外者の場合は最大3回請求することができます。（対比実験を理由とした延長請求は1回のみ行うことができます。）
期間延長の請求は、指定期間の経過前に十分な時間を持って行ってください。（指定期間の経過後に提出された場合、請求は認められません。）

(オンラインで手続きする場合)

様式 (I)

【書類名】	意見書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁審判長 殿
【事件の表示】	
【審判番号】	
【出願番号】	
【審判請求人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	
【代理人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【意見の内容】	
【証拠方法】	
【提出物件の目録】	

(書面で手続きする場合)

様式 (I)

【書類名】	意見書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁審判長 殿
【事件の表示】	
【審判番号】	
【出願番号】	
【審判請求人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	⑩又は 識別ラベル
(【代表者】)	
【代理人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	⑩又は 識別ラベル
【発送番号】	
【意見の内容】	
【証拠方法】	
【提出物件の目録】	

様式 (II)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁審判長 殿
【事件の表示】	
【審判番号】	
【出願番号】	
【補正をする者】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	
【代理人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【補正により増加する請求項の数】	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	
【補正対象項目名】	
【補正方法】	
【補正の内容】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	

様式 (II)

【書類名】	手続補正書
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁審判長 殿
【事件の表示】	
【審判番号】	
【出願番号】	
【補正をする者】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	⑩又は 識別ラベル
(【代表者】)	
【代理人】	
【識別番号】	
(【住所又は居所】)	
【氏名又は名称】	⑩又は 識別ラベル
【発送番号】	
【補正により増加する請求項の数】	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	
【補正対象項目名】	
【補正方法】	
【補正の内容】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	